

# 子ども医療費

## 助成受給券が更新されます

市では、0歳から中学3年生までのお子さんを対象に「子ども医療費助成受給券」を発行しています。

8月から使用できる受給券は、受給資格等を決定した後、7月末に発送しますが、住民税が未申告である場合は受給資格等を確認できないため、受給券を送付することができません。必ず住民税の申告をしてください。

また、所得超過により助成を受けてない方が助成を受けるためには申請が必要となります。左表で所得制限限度額を確認し、7月17日(金)までにお手続きください。

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

・収入が給与のみの方  
所得額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」となります。

・その他の方  
所得額は年間収入金額から必要経費を差し引いた額になります。

※基礎控除として一律8万円の他に各種控除もありますので目安としてください。

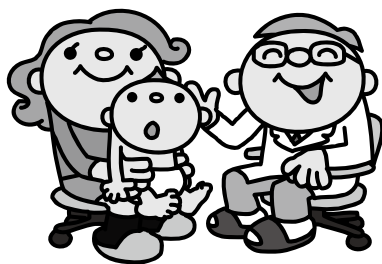
②お子さんの健康保険証のコピー

③印鑑  
④平成27年1月2日以降本市に転入された方は、父母の平成27年度(平成26年分)所得課税証明書(記載に省略がなく所得額と課税額が確認できるもの)

※控除対象配偶者は不要、源泉徴収票は不可。

### 《助成内容》

対象年齢	0歳～中学3年生
助成の対象	通院・入院・調剤
受給券の色	白
所得制限の有無	有



### ◆申請に必要な書類

①子ども医療費助成申請書

(子育て支援課にあります)

お問い合わせは、

子育て支援課(2階)

☎(20)1573、FAX(20)1610へ。



に給付金の申請欄がありますので、窓口まで提出してください。

※公務員の方は所属庁から用紙が配布されます。

※「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。

### ◆申請先

子育て支援課(2階)

※平成27年6月分の児童手当を茂原市から受給している方が対象です。

転入等で住所が変更になった方は、平成27年6月分の手当を支給する市区町村が申請先となりますのでご確認ください。

### ◆申請期限

12月1日(必着)

※市区町村によって申請期間・申請方法が異なりますので、茂原市以外が申請先となる方は、必ず事前にその市区町村に申請期間等を確認してください。

提出・お問い合わせは、

子育て支援課(2階)

☎(20)1573、FAX(20)1610

本納支所

☎(34)2111、FAX(34)4113へ。

### ◆支給額

対象児童1人につき3千円

### ◆申請方法

児童手当現況届用紙の下部

### ◆対象者

①平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)を受給される方

②平成27年5月31日において児童手当の支給要件に該当するものとして認められる方

### ◆対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童